

松下昭憲議員の本会議発言
「架空の工事」の事実関係
調査特別委員会

調査報告書

令和5年3月22日

もくじ

1	調査の趣旨	1
2	特別委員会の設置	1
	(1) 設置決議	
	(2) 委員会の名称及び構成	
3	調査事項	1
4	委員会の開催状況	2
	(1) 委員会の開催状況	
5	証人、参考人、執行機関の出頭等	2
	(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	
	(2) 参考人又は執行機関として出頭を求めた者	
6	記録提出要求	3
7	委員派遣等	4
8	調査の内容と結果	4
	(1) 松下昭憲議員の発言の趣旨に関すること	
	(2) (都) 北荻木田線街路築造工事に係る工事用資材置場及び仮通路の土地賃貸借契約(土地16坪、契約金額220万円)に関すること	
	(3) 調査の終了	
	(4) まとめ	
9	証言拒否等	26
10	告発	26
11	調査経費	26
	(1) 調査経費	
	(2) 決算見込額	

1 調査の趣旨

松下昭憲議員が令和4年12月定例会で自身の一般質問において都市計画道路北苅木田線街路築造工事における市発注の土木工事で「架空の工事」があったとの発言があった。

「架空の工事」の有無について、議員の発言を重く受け止め、議会として市民に対する説明責任を果たすために、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を付与した松下昭憲議員の本会議発言「架空の工事」の事実関係調査特別委員会を設置し、調査を行ったものである。

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

発議第6号 地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議（令和4年12月21日原案可決）

(2) 委員会の名称及び構成

名称：松下昭憲議員の本会議発言「架空の工事」の事実関係調査特別委員会

構成：

委員長	後藤 哲哉				
副委員長	足立 詔子				
委員	宮地 直宣	森 耕治	近藤みどり	野中 幸夫	
	山本 雄一	佐藤 貞夫	林 正彦	桑野 俊弘	
	柏原 功	加藤 哲生	石田 良雄	前田 豊光	
	奥田 哲弘	横井 敏夫	山内 隆久	後藤 幸正	
	松下 昭憲	岩本 一三			

3 調査事項

松下昭憲議員が令和4年12月定例会で自身の一般質問において「架空の工事」と発言した工事等に関する事項

(1) 松下昭憲議員の発言の趣旨に関すること

(2) (都)北刈木田線街路築造工事に係る工事用資材置場及び仮通路の土地賃貸借契約（土地16坪、契約金額220万円）に関すること

4 委員会の開催状況

(1) 委員会の開催状況

回	日程	会議に付した事件	欠席委員
1	令和4年 12月21日	(1)委員長の選任について (2)副委員長の選任について	0人
2	令和5年 1月11日	(1)100条調査権について (2)本特別委員会における今後の対応及び検討について (3)その他	2人
3	1月23日	(1)提出された記録について (2)証人喚問について (3)その他	1人
4	2月7日	(1)証人喚問について (2)その他	1人
5	2月22日	(1)証人尋問 (2)その他	2人
6	3月9日	(1)2月22日実施の証人尋問について (2)その他	1人
7	3月17日	(1)2月22日実施の証人尋問について (2)その他	2人
8	3月22日	(1)調査報告書について (2)その他	2人

5 証人、参考人、執行機関の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

① 松下昭憲議員（令和5年2月22日 出頭）

- ・令和4年12月定例会の一般質問において発言した「架空の工事」について

② 前建設産業部長（令和5年2月22日 出頭）

- ・令和4年12月定例会の一般質問において松下昭憲議員が発言した「架空の工事」の存在について

- ・建設産業部都市計画課から提出された記録に保管されている文書について
 - ・(都)北苅木田線街路築造工事に係る予算執行書の添付書類、第59号代価表の借地料について
 - ・建設産業部都市計画課から提出された記録に保管されている令和元年12月25日付、建設部長宛て同意書について
 - ・建設産業部都市計画課から提出された記録に保管されている平成31年4月21日付文書について
 - ・(都)北苅木田線街路築造工事に係る工事用資材置場及び仮通路として、当該土地を当該工事受注業者が、当該土地所有者と締結した土地賃貸借契約書について
- (2) 参考人又は執行機関として出頭を求めた者
なし

6 記録提出要求

(1) 当該土地所有者代表（以下、「甲」という。）

(都)北苅木田線街路築造工事の工事用資材置場及び仮通路として使用するための土地賃貸借契約書

当該土地の借地料の内訳が記載された文書

令和3年5月28日付けで借主から220万円の振込入金があり、同日、同額を払い出したことが記載された銀行預金通帳

令和3年5月28日付けで220万円を通知預金に預け入れたことが記載された証書

道路・水路寄附事前協議書

道路・水路寄附申出書

借地場所の地図

登記原因証明情報および登記承諾書

(2) (都)北苅木田線街路築造工事の請負業者（以下、「乙」という。）

(都)北苅木田線街路築造工事の工事用資材置場及び仮通路として使用するための土地賃貸借契約書

(3) 市

(都)北苅木田線街路築造工事に係る書類一式

7 委員派遣等

なし

8 調査の内容と結果

(1) 松下昭憲議員の発言の趣旨に関すること

令和5年2月22日 松下昭憲証人の証人尋問

主尋問（委員長）

- ・令和4年12月定例会において、一般質問中に発言された架空の工事の内容は。

架空の工事という名前の下に工事をやってない。

架空の工事があったように見せかけただけで、実際はなかった。

そういう認識である。

- ・その架空の工事の根拠は。

記録1記載の土地（以下、「当該土地」という）だったかな、書いてあるが、その約16坪の土地については、何も工事なかった。

甲にも聞き、賃貸契約書を請け負った乙からも聞いたが、何もやっていない。

- ・工事とは、北苧木田線街路築造工事のことなのか。

その工事は、木田の区画整理はあったが、それは関係ない。

当該土地は、北苧木田線街路築造工事の東であり、街路工事はやっていない。

記録、7番、8番、9番の借地料220万は、おかしいと思っている。

当該土地は、全然関係ない土地である。

借りたという名目で、物も置いてないし、工事もやってない。

この期間中、令和2年か3年。6月1日から12月25日の間に何もやっていない。

最近、バリケードを置いているけど、何もやってない。

補足尋問（横井敏夫委員）

・記録2は、取扱注意が右方に書いてあり、当該土地について、(仮称)令和2年度(都)木田駅前線整備工事と記載されている。この工事名の工事はないと、記録2の内容は、都市計画道路北荏木田線街路築造工事のこととして考えられているのか。

記録2に記載の字名も地番も木田区にはない。地番も名前もない工事のこれが、何を表していると考えていいのか。

私が作ったのではなく役場の職員が作った。整備工事と書いてあるが、こういう工事名はないということを、役場の職員が言っている。

・記録2は、何を表しているのか。記録1と7で220万の賃貸契約書がある。この220万の賃貸契約書のことか。

全然思っていない。インチキである。

記録2は、役場の職員が作った。職員が「こういう工事名はありません」と言った。

北荏木田線は確かにある、賃貸契約書の中に書いてあるが、当該土地はもう少し西であり、同じ街路だけど、そこまではっていない。

・確認であるが、このメモは、今言われた都市計画道路北荏木田線街路築造工事には一切関係がない、単なる、何かのメモなのか。

そのとおり。

・記録2に記載の工事費一式197万5,000円が架空工事なのか。この内容の話は、北荏木田線とは全く関係ないのか。

そのとおり。

・記録1と7が賃貸契約書になっているが、この賃貸契約書というのは、民間で行われている、基本的に役所が入っていない契約であるが、この1と7と記録2の金額が同じだから、197万5,000円が架空工事だと言うのか。

金額が一緒とかではない、工事はやっていない。私ほうを言っているのではない、

役場がうそを言っている。私は、さっき宣誓したように、うそは言わない。

この土地のために金を出した。役場の部長以下が出させた。市長が言っていたが、甲の工事は平成27年に埋め立て工事をしている。同年5月16日に、167万4,000円、大字経由で金を出している。なぜなら、そのときは、元建設産業部長は、水が流れないから、中に60センチのパイプ入れさせてくれと、だから、パイプを入れた。

甲は何も金を使っていない、大字がやったことになっているが、実際は役場で全部やったんです。甲は役場が出したと。さっきの話でも、書類は甲は作っていない。役場の職員が作った。記録1も、乙に聞くと、乙が作ったが、不備があると役場の職員が書き直して、打ち直して出した書類である。実際は390万払っている。

ただ、これやったときに、1番トップがやらんかと言ってやった。下は嫌がった。甲と乙は、権利関係の人だが、役場の中で契約したが、一言もしゃべってはいない。お互いに。全部役場が指導してやったと聞いている

- ・市が「架空の工事」を計上していないということは、認識しているのか。

計上しているかは知らないが、乙に220万入ったということは間違いない。どこの項目、勘定科目から出したか知らないが、乙もこんな金もらっても困る。何もしていないのに、困るという話であった。それは本人から確認している乙が困って、220万を振り込んだ。会社の監査が来とるから払わないと、220万が浮いているから取ってくれと泣ききこんだ。それだけのことである。

- ・1番と7番は同じであり、お互いに持ち合った、こういった賃貸契約をこの2者間でされたということによいか

この契約書を見ると、まるっきり220万になっている。私が言いたかったのは、記録2を見ると、どうなっているのかと、それだけのことである。

補足尋問（後藤幸正委員）

- ・公共工事の「架空の工事」があったかを、どのような形で認知をされたのか。

確かに取引は民間である。乙は何もやってないのに、役場からこれをやれと言われたと聞いている。これ、脅迫ではないか。やらないなら、仕事をやらさないというぐらい

の雰囲気。だからやったけど、契約書、何が何やら分からんけども、契約書結んでやったと。契約を結んだら、役場の職員から寄附採納をするよう、寄附採納の書類や寄附採納に係る事前打合せ書が渡された。

・公共の工事で「架空の工事」があったという設定であるが、公共の工事なのに書類も何もない状況で進めていくのはおかしいのでは。

民間同士で確かに取引をしているが、場所は役場で行っている。役場の職員も同席していた。だから、民間同士の契約といえども、役場が関知していると聞いている。役場が主導しとるのに、決まっている。民間の仕事を役場でするのはおかしい。そのときに役場が寄附採納のせよとか、その書類まで渡している。そこまでやっていて役場は関係ないですか。役場が事前打合せ会の書類や印鑑証明を提出するよう、役場が言っていると聞いている。「架空の工事」、「架空」ということを辞書で調べてみてほしい、辞書で。本当みたいに見せかけるといっても「架空」である。

・役場の中で契約をしたという情報はどこから得たのか。

当事者、両方から聞いた。

・公共工事で「架空の工事」という発言があったということは、その根拠になるもの、資料からは分からない、この根拠になるものは何か。

220万円が業者から入ってくるのはおかしい。記録2には、賃借料22万5,000円はいいが、残りの197万5,000円は工事費ということで振り分けてある。そういう振り分けしないと部長に言い訳がつかんだらうというのが書いてある。だから、確実に役場から出た。お金は220万。

・220万のどこから支出されたかは、言葉だけで聞いているのか。

言葉で聞いているだけではない。通帳見て言っている。言葉ではない、お金が動いているのを見ているから、私はそのことを言っている。

(1) — 2 松下昭憲証人の証言の検証

①架空の工事が存在しないという発言

奥田哲弘委員

松下議員の発言の趣旨に関するということについてということで、要は、架空の工事があったかなかったかということだと思いますが、資料の記録の1と記録の7、これ同じものだと思いますが、この土地賃貸借契約書の中の220万円は、記録8と9。これも同じものですが、この中にある借地料220万円として、記載されています。そして、設計段階から借地料として存在しておりますので、このことから考えると架空工事はなかったと、そう言わざるを得ないと思います。

山内隆久委員

私はこの100条委員会は、松下昭憲議員の本会議発言の架空工事の事実関係調査の特別委員会となっておりますので、あくまで架空工事発言に対する調査と考えています。行政に架空の工事があったとして、委員会に提出されました資料、まず記録1が受託業者と甲、私は表見と考えていますが、甲との契約書、記録2が業務上の検討メモ、記録3が甲の個人が私的に処分した形跡が推定される金融機関の通帳の写しと、あと、記録4から6が寄附採納手続を案内する一連の様式、で、記録7は、記録1に対応する契約書といった、これらの資料から、何ら行政が架空の工事を発注したと認めるに至らないものばかりと考えています。

私が証言記録から事実関係を読み解いても、行政が架空の工事を行ったとの心証を得ることはできませんでした。加えるならば、松下昭憲議員の御指摘の架空の工事によって授受されたとされる金銭の利益者は、甲だけと考えられ、行政が架空の工事を発注する動機が、見当が付きません。以上から、私は提出資料と個人証言から、行政に架空の工事があったとは認定できず、松下昭憲議員の本会議で御発言された架空の工事の御指摘は、行政に責を問うものではないと判断いたします。

林正彦委員

松下昭憲議員の発言の趣旨に関することについてでございますが、議事録10ページの記録に記載の工事一式197万5,000円が、架空工事との認識かということで、証人はそうですとの答弁もございました。

また、この記録2、メモですね、北苧木田線整備工事とは一切関係ないという話でもございました。また、議事録12ページでは架空工事に該当するものが、市のこれは予

算だと思いますが、計上されているかということについても、証人は知りませんというようにございました。このようなことから、北苧木田線街路築造工事は、これ自体は実際工事が行われており、その中で、民民の契約として、賃料が支払われたものと思います。記録2記載の工事一式197万5,000円は、メモとのことで、北苧木田線街路築造工事とは一切関係ないということでもございました。架空工事については、市で計上されているかどうか分からない。また、記録2では、木田駅前整備工事、これ自体はなく、支払われた事実も確認できない。よって、架空工事はなかったということではないかと判断をいたしました。

森耕治委員

架空の工事があったか、なかったかっていうことですが、工事というのは、一般的に構築する作業というような概念でいいかと思いますが、工事というところを捉まえて考えても、この賃貸借契約ってというのが交わされてますが、それが架空じゃないかという、そういう説を立てたとしても、前建設産業部長の証言では、この土地は北苧木田線街路築造工事の資材置場となっていると思います。資材置場の借地料っていうことは一連の流れの中で確認できても、先ほどの仮説を立てたとしても、架空工事が、工事というところで、借地料に問題があったかどうかで話であればまた別の議論になるかと思いますが、工事があったかというにはちょっと無理があるかなと思いますので、このことについて、私はなかったという心証を受けております。

後藤幸正委員

先ほどもお話があったように、今回の100条委員会、調査特別委員会は、松下昭憲議員の一般質問で架空の工事があったというお話があったわけですが、それを調べて参考資料を1から9まで出したわけですね。その中で、架空工事ということ自体が、架空の工事というのは、本当はないのに、あるように見せかけて、工事をやったよってというようなことが架空の工事ですよ。結局、支払ったことも、どこにもない状況で出ているわけですから、架空の工事があったかないか、これをこの100条でやってるわけですから、架空の工事が今、全部調べてもなかったわけですから、架空の工事という言葉自体が、今言ってますけど、これは架空の工事はなかったというふうに結論づけていけると思います。

横井敏夫委員

当委員会は要領にありますように、松下昭憲議員の発言の趣旨に関すること、そし

て、北荊木田線街路築造工事に係る工事事務資材置場及び仮通路の土地賃貸借契約（土地16坪、契約金額220万円）に関する事とという、この2つの解明をするための委員会であるかと思ひます。まず今、2人の証人が呼ばれて、我々はそれを聞いて、前回、議事録も配っていただいてそれを精読して、その中で分かる事分からないことがあるかと思ひます。分かった事を今聞こうという話だと思ひますが、私の意見を言わせていただくと、ほぼこの2人の証人で大体もう解明はできているなど考へております。これは私の意見であります。

なぜかという事、第1にこの架空の工事というものの定義というのが非常に今、曖昧になっているのですね。ある工事に対して、架空の工事は何かと考へたところ、普通で考へたら、誰かが不当な利益を受けるために、当然のことながらこういった工事をやります。先ほども話がありました、こういう項目で工事をやります。そのために、架空の工事をあげて、そのための支出を市から、もしくは業者から、今回の場合業者からだと思ひますけれども、業者から搾取するっていう形になるのかと思ひますが、架空の工事を、場合によっては、その業者が示し合わせて取るという事があるのではないかという事だと思ひます。これに関していうと、もしそうであるならば、当然のことながら、架空の工事があつた場合は、それで収益を得た人、今回の場合は、それで収益を得たと想定できるのは、いわゆる220万の収入を得た人ですよね。その人が、いわゆる市や業者から搾取しているという事があるかという事、私としてはそういうふうには見えません。あり得るのは、あくまでも賃貸契約、そしてこの賃貸契約という事2番のほうに移るのですが、これに関しては後ほど述べたいと思ひますが、架空の工事をどのように定義するかは、基本的に、誰かが不当な利益を得るために、架空の工事を計上して不当な利益を得ている。当然こうなつてくると、なぜ今回問題になったのか、架空の工事を市がやつたということになれば、当然これ刑事事件になりますので、我々刑事事件の告発義務もありますが、そういった状況でいうと、利益者がいない。これに関して、利益者は誰か。最低でも考へられるのはあるかと思ひます。しかし、そのような状況ではなく、きちんとした契約が結ばれて、契約の下に賃貸料、賃貸料の中身の事に関してはまだ、別途議論しますが、そのような形で、賃貸契約が事前に結ばれて、それによって履行されていた行為しかないので、当然のことながら、前段で述べている架空の工事という事はないと思ひます。

山本雄一委員

議事録の22ページの下から10行目、220万円の根拠はというところを見ますと、「工事期間の間に借りる借地料であり、工事費一式については、地権者代表

者との話し合いにより、地権者が行った工事費を通水という条件の下、地権者代表者がその水を止めるためにかけた工事費を、話し合いの下で決めた金額」であると、ここに証言されております。

結局、これは工事ではないのですね。借地料としてということを行っているわけで、最初のところ、借地料でありと言っています。そして30ページのところも、「築造工事の中に借地料として含めてあります」ということで、ここは工事費の話はしていません。あくまでも借地料の話しかしておりませんねということを確認でちょっと伝えさせていただきます。

②架空の工事が存在する及び事務調査を継続するという発言

松下昭憲委員

記録2番3番4番の資料は、私が持ってきたんですよ。役場の職員が書いたやつを持ってきたの。工事代金って、197万5,000円。当初のあれは220万を半年で捨てたということですよ、税金を。賃貸借契約書で、1番も役場も出したでしょ。賃貸借契約書で、そのお金を、何もやってないのに全然違う工事現場から、220万持ってきて、それを使ったと言っているけど、違いますよ、事実。だから私が言っているのは、当事者を呼んでくださいよ、当事者を。なぜ当事者呼ばないの。おかしいやない。隠しとんじやない。私は当事者と話していますよ、両方とも。やってないって言っているし、だから220万返したのでしょうか。だから当事者呼んでくださいよ。こんなところで、軽々に結論出ないですよ、当事者呼んでもらわないと。もう、とにかく松下を悪者にするだけの今の議会じゃないですか、言葉悪いけど。事実そうですよ。私は提案したのだから、それを調査するのがあれで。私がうそついた、うそついたってみんな言っとるけど、私が本当だったらどうするのですか、皆さん。だから呼んでくださいって、当事者を。

岩本一三委員

先ほどから、工事はなかったとかいうふうな発言があるのですが、一応私が、前建設産業部長ならいいのですよね、前建設産業部長さんに尋問いたしました。今、宣誓をしているから、うそ偽りのないようなお答えくださいよとお願いしました。そこで、こういうふうな築造工事の中に借地料も含んでおりますというのが、議事録の30ページに載っているわけですよね。そこの工事も含んでいるとか言っているんですよ。だから、これうそ偽りはない答弁していただいていると思うのですよね。30の真ん中辺。

だから、賃貸借料だけではないよと。築造工事も含まれていますよと、前建設産業部長答えているわけです。

野中幸夫委員

全体を読んでいると、証人はあったということだね。もう一方で言えば、質問している方はなかったと。それぞれ見解が違うし、そういう状況があると、初めに、調査特別委員会で決定したように、100条で駄目なら、98条でしたか地方自治法の、そこにきちんとって、事務調査をきちんと議会がやるという方向でないと、軽々に結論づけるっていうのはよくないのじゃないかなというふうに思うんだね。

議事録31ページの下からいったほうが、8行目だけど、証人（前建設産業部長）ということなんだけど、僕の行った質問に対して、その質問は、その上に行っていただければ分かるんですけど、「2019年、平成31年4月21日付の、建設産業部都市計画課の文書では、当該土地について、「用悪水路の売買事例はなく、登記上にも売買と記載され税控除もないため、今後、波及の恐れあり。寄付採納扱いとし、R2年の木田排水機場調整池工事の際、矢板削孔工事の際の資材置場等として借地料を工事業者から本人に支払う形式を考える。」、その際、参考として、借地料22万5,000円、A氏に提示100万円という様子を見るというふうになっております。

これは市の作成しているものか、いわゆる公文書か、そこだけをお答えください。」というふうに私が質問をしました。証人の答弁は、簡単に言うと、公文書には当たらないというふうに述べました。

それで、市の作成している文書が公文書でないという証人の発言があったわけですので、これも賛成多数なのではないでしょうか。虚偽の答弁ではないかと私は思うのですが、そういう扱いはどういうふうにしていくのでしょうか。

松下昭憲議員の発言の趣旨に関することについて、採決の結果、賛成多数により、松下昭憲議員の発言の趣旨に関することには、架空の工事が存在しないと決定された。

(2) (都) 北荻木田線街路築造工事に係る工事用資材置場及び仮通路の土地賃貸借契約（土地16坪、契約金額220万円）に関すること

(2) — 1 令和5年2月22日 前建設産業部長の証人尋問

主尋問（委員長）

- ・市は、本件事案の公共工事で「架空の工事」はあったと認知しているのか。

架空工事ではない。

- ・記録2、右上に「取扱注意」と明記してあり、当該土地について、市側が作成したのか。作成したのなら、誰に渡したのか。

記録2は市のほうで作成したが、甲との交渉時に手持ち資料として持ったものであり、記憶が少し曖昧であるが、そのときに甲に渡したつもりはなかったと思う。

- ・確認であるが、誰かに渡したのか。

仮に渡したということであれば、甲である。でも、そこまでの記憶はない。

- ・記録1及び7の借地料の賃貸借契約は、市役所内で契約が取り交わされたのか、なぜ民間の契約を市役所内で行ったのか。

今回のこの借地料の支払いについては、もともと現地においては井領扱いという形で、オープンの水路であった。その水路がせき止められ木田区が大変困っているというような状況であった。都市計画道路は木田郷南の区画整理の最終工事であり、その工事の安全確保、近所に保育施設や医療機関があり、大型車両の通行など、その安全のために水路の上部、埋まっている上部はバリケードや土のう袋という形で、置かせていただいて、借りることができる。

市役所内で契約をしたのは、甲との交渉の中で、これと併せて通水をさせていただく。せき止められているところを外させて、元のように水が流れるようにさせていただくという条件で今回進めたためである。

- ・記録9、工事請負契約書の書類中、借地料220万円について説明を。

220万円は、通常の借地料と記録2の書類にも書いてある工事費一式という部分

について、合わせた金額である。

- ・ 220万円の根拠は。

220万の根拠は、上部を工事期間の間に借りる借地料であり、工事費一式については、甲との話し合いにより、甲が行った工事費を通水という条件の下、甲がその水を止めるために要した工事費を、話し合いの下で決めた金額である。

- ・ 場所は決まっていたのか。なぜその場所にしたのか。

都市計画街路、最終地点のすぐそば、最終地点がちょうど医療機関の横であり、当然、直近で通行止めは考えられず、当該土地に看板などが置けるスペースであった。ちょうどいいタイミングであり、水路がオープンであれば使えなかったが、止水で、通水を止められており、そのような状態であったので、そこを選んだ。

- ・ 記録10の同意書について、双方とは誰と誰のことか。

市と甲である。

- ・ 土地の問題とは何か。

土地の問題については、市内にたくさん井領用地があり、道路も水路も合わせてあるが、この木田区は特に井領が多い。井領は、先人が自らの土地を出し、その提供だけではなく、労力も含めて、自らが道路や水路を造ったものである。井領は土地の所有者の了承を得て造られ、そこを市が認定し、供用を開始して、水路であれば公物管理という形で維持管理している。時代の流れとともに、世代交代も始まり、それぞれの色々な意見、例えば、ここまであるとは知らなかったとか、この土地を何とかしてくれとか、杭を打って止めるとか、そのような意見を頂いている。市としては一度に全てを解決することは無理であり、現在は寄附に限り分筆補助金の助成をし、狭隘道路であれば市のほうで整備し補助金を出すというような手法を取っている。

当該土地も相続後、分筆をされ、従来は井領であったが、甲の申出により、用悪水路で井領から外され、固定資産税も非課税になっている。

補足尋問（林正彦委員）

- ・記録10の書類は、市側から提出されたものなのか、誰が作ったのか。

現地の水路は、都市計画道路を横断する大型水路で唯一のものである。その水路をせき止められ、都市計画街路の南側の住宅の方まで含めると200戸ぐらいになると思われるが、その地域の冠水が、今後懸念される。

別の水路がないわけではないが、1号幹線へ排水機から直接つながる横断水路であり重要な箇所であった。南側の4号幹線も都市計画街路の南側の住宅を通り排水機場まで流れるが、農繁期には、個人宅の擁壁や土留めまで水がつかり溢水する状態の中での、色々な方法を考えた中の一つである。この方法にするとしたわけではない。誰がこの書類を作成したかについては、自身の責務において、何かいい方法がないかということで、職員に考えてもらったものである。私がこのようにしろと言っていないが、職員に精いっぱいのことを考えてもらった。このほかにも方法あるのではと考えたもの。これはただの、覚えというかですね、参考程度に作ったものである

- ・借地料を工事業から本人に支払う形式を考えるとあるが、借地料、工事業、そして本人とは。

借地料は、ほかの工事でもありますけれども、業者に資材置場等、作業ヤードとして借りて、業者の方から払うということはあるが、今回に限ったわけではない。

- ・借地料を工事業から本人に支払う形式を考えると。

ここの現地については、最終的に寄附採納をするという約束の下で進めており、こういう形に書いたと思われる。

補足尋問（横井敏夫委員）

- ・記録1及び記録7の契約について、何らかの指示をされていたのか

この契約について指示という形ではなく、定型の契約事項であり、そのまま事務を進めたというような状況である。

・これを聞いたかった理由は、民間と民間との契約あり、それに対して、役所として、何らかの、こういう契約を結ぶようにという指示をしたかどうか。

この契約について指示をしたという部分は、賃借料と工事料を合わせた金額であり、その部分でしっかりと契約するというふうに、業者に言ったわけでもないが、甲には伝えた。

・甲に、この契約をしてほしいということを伝えたということ間違いなのか。

間違いはない。

・甲には、借地と通水と両方の形で、この賃借料を払うというような話をしたのか。

市のほうの記録にはない。言った言わないというような話、聞いた聞かないという話になるかもしれないが、自分自身は、明確に、この部分は市のほうで見るので、何とか通水させてくれという形でお願ひした。

・記録1及び7の契約は、工事業者が借りている部分と通水に関する部分であるという認識であるか。

乙には、自分自身が、お願ひする部分は、工事の安全と、当該土地の下にパイプが入っているが、簡易的なパイプというふうで、通路としても使うという状況の中から、当該土地の状況を見てほしいという部分も含めて、お願ひをしたいと思った。

・工事の安全な履行をするための契約ということなのか。

工事の安全はもとより、先ほども言ったように保育施設や医療機関があった。

工事の安全はもとより、通水という部分で、当該土地の水路を止められた当初、木田区、市、甲は、権利主張ばかりで、何らまとめようという話をしてこなかった。その間、台風や豪雨、梅雨時になれば、職員が昼夜休日を問わず、右往左往して、まだ区画整理の調整池も100%完成しているわけでもなく、調整池であれば都市計画課、水路であれば土木課、排水機であれば今で言う農政課、昔は産業振興課です。あちこちの職員が

うろうろしながら、実際、冠水起きたり、冠水しそうになったりという形で、排水機を農繁期にもかかわらず、急遽、回してもらおう。調整池も何とか手動でも動かしていただくというような状況の中で、この契約をすることが、最後だと思って、この通水という効果が得られる一番のタイミングである、これを逃したらと。新たな水路を考えなかったわけでもないが、木田区においては、悪水組合に、どこの悪水土地改良区に加入をしていない。木田区約80ヘクタールぐらいの中で、その水は全部、木田区の中で、隣接へ流すこともできず、全部木田区の中で処理しなければならない。平成26年の排水基本計画の中では、通常ですと2万立米の貯留が必要ということを言われており、それに対応するために、何とかできないかということである。

補足尋問（岩本一三委員）

・現在に至るまでの経緯、なぜ賃貸契約をしたのか、220万を支払うのであれば購入するという案は模索しなかったのか。

従来からの井領水路であり、現在は固定資産税も分筆をされて用悪水路として非課税になっているので、購入の予定はない。

・謄本を見ると、宅地になっているおり、用水路にはなっていないが。

従来から宅地の一部を井領として水路で使っていた、使わせていただいていたという形で地目変更まではしていないが、課税上は用悪水路である。

・尋問をする前に宣誓をしており、うそ偽りはないと思うわけであるが、資料は、行政の情報によると、職員が執務中に知り得た、たとえメモであろうと公文書になると思われる。その公文書の中に、業者に支払いさせるという文言がある。これは、どの業者なのか。

このときにはまだ業者が決定していないが、請負業者にという形である。

・220万という金は、ある金融機関に支払いを済ましているが、この金子元はどこなのか。

請負業者からの支払いである。

・前建設産業部長が乙に対し、220万の支払いをさせたと言っている。乙は、220万はどこからプールしないと、補填しなければ赤字になる。金の出所がどこにあるのか、乙が220万を個人でかぶるのか。

都市計画道路北荻木田線街路築造工事の中に含めている。

・あま市から220万が支出されたのか、乙から220万が支出されたのか。

220万円を乙個人で支払っていれば、会社の監査請求をして、会社がどのような処理をされているのかを尋ねればよい。宣誓をしたのでうそ偽りはないのか。先ほども言ったように、築造工事の中に借地料として含めてある。

・一応借地契約を交わして、何月何日までに支払うという約束が書いてあるが、半年経って、その翌月にしか支払いされていない。この間のからくりは何なのか。

工事はすぐに終わって、借地もきれいに返して、契約も終わって、それから支払いが1か月後、それでもまだ支払わずに翌年になっている理由は。

甲からの申出である。

・賃貸契約書に日にちもきちんと謳ってある。それを履行せずに、これだけの遅延をしたのか。そこに何かの市と乙とのやり取りがあったのか。

乙とのやり取りがあったわけではなく、甲が、もう少し待ってくれというような話があったと聞いている。

補足尋問（野中幸夫委員）

・記録10、2019年、平成31年4月21日付の、建設産業部都市計画課の文書では、「当該土地について、用悪水路の売買事例はなく、登記上にも売買と記載され税控除もないため、今後、波及の恐れあり。寄付採納扱いとし、R2年の木田排水機場調整池工事の際、矢板削孔工事の際の資材置場等として借地料を工事業者から本人に支払

う形式を考える。」、その際、参考として、借地料22万5,000円、A氏に提示100万円として様子を見るというふうになっている。これは市の作成しているものか、いわゆる公文書か。

重複する答えになると思うが、基本的に色々な手法を考えた中の一つであり、覚え、アイデアという部分で、公文書には当たらないと思う

・令和2年木田排水機場調整池工事の際、矢板削孔工事の際の資材置場として、工事業者に検討させるということになっているが、こういうことは、常々、市では行っているのか。

常々ではない。

・全ての工事について、市が工事を計画した際、業者にこういう指示をするのか。

市のほうで、残土置場だとか、作業ヤードだとか、それを事前に借地として調整して、請負業者にここは確保してあるというような情報を流すことはある。

・いつもやっているのか。

その現場の状況に応じて行っている。

・借地料を事業者から本人に支払う形式を考えるということを考えているが、いつも市は業者に、言わば内政干渉になるというふうに思うが、業者が独自に考える問題を市が業者側にこういうことをいつも、どの工事でも、伝えているのか。

いつもではない。

・どのようなケースの時に、そういう状況を伝えているのか。

大規模工事が主になるが、長期的に当たる部分だとか、大型物件だとか、そういう時には市のほうで模索するという場合がある。

・当該土地について、井領地であるということ为先ほど言われた。それを承知の上で、この内部文書については購入しようとしていたと、そのように計画していたのではないか。

当初から購入は考えていない。

・当初からという言い方であったと思うが、どの時点でこの井領地を購入しようというふうに計画をしたのか。

いつからではなく、あま市全体の方向性として、井領用地を買うことは、現在のところはない。

・借地料を入札前に工事業者から本人に支払う形式になると思うが、工事業者とあま市が工事の内容や金額などについて、話し合いをしなければ成り立たない内容がある。

それは、令和2年の木田排水機場調整池の工事の際に、矢板削孔工事の際の資材置場として借地料を払うという、そういう計画が、市側が計画をしているということであるから、借地料としては220万円である。特記仕様書でも、これは触れられているが、そういうことが事前に業者側に、違う工事でそのお金を払わせるということが、いつもではないがあり得るとい話なので、工事の内容や金額について、事前に業者側と話し合いをしなければ成り立たないという内容なのか。いつもこれが行われているのか。

今の質問の内容については、事前には話ししていない。

設計書から読み取れば、足し算、引き算やれば、業者はその分積算できます。それが多いか少ないか、分からなければ、市へ聞いてくるというような方法である。

ただ、違う工事を、こういうふうにするということは、常態的にあるっていうわけではない。

・この借地料について、設計段階から計画計上していたのか。

設計段階から入っている。

(2) — 2 前建設産業部長の証言の検証

①不適切な支払いであるという発言

奥田哲弘委員

議事録22ページで、「220万円の根拠は、上部を工事期間の間に借りる借地料であり、工事費一式については、地権者代表者との話し合いにより、地権者が行った工事費を通水という条件の下、地権者代表者がその水を止めるためにかけた工事費を」というところなのですが、恐らくこの用水を、水路だったのを地権者がせき止めて、そのためにその周辺の住民の方が被害に遭う、それを防ぐために、このようなことをしたとは思いますが、これは私としては、不適切な支払いであったと思います。

山内隆久委員

行政の架空工事は行政に責を問うものではないという判断をした流れになりますが、行政が工事発注するに当たっての流れというのは、その根拠になる実施設計を外部の専門業者に委託して、工事の技術的設計とともに、国土交通省国の積算基準を基に工事費を算定させています。それによって公平性を担保しているという、工事に関わる公共発注に関わる公平性を担保してるわけですが、行政担当者が、その内容に、その時に作為を加えたということであれば、これは極めて問題です。設計委託から工事発注に至る経緯に行政の手続的に問題があったとは認められません。しかしながら、その要素、今、いろいろ議論がございますが、工事費と借地料と、借地料ということなのですが、その要素について、前建設産業部長の証言に、220万円は、借地料と工事費を合わせた金額という御発言がありました。これについては、止水、水を止めてしまったことへの工事費だということですが、前建設産業部長として、地域、非常に水が、これはあま市中どこでもそうですけど、排水が非常に問題といいますか、大きな課題である中で、そういった止水を何とか、通水を何とか確保したいという建設産業部長としての地域の安全を守る責任感というのはよく酌み取れはします。ただ、借地料と工事費の混同は、これは非常に要素に瑕疵があったという、批判といいますか、指摘を受けてもやむを得ないところではあるとは思いますが。そういうことなので瑕疵があったという指摘はやむを得ないと思います。

林正彦委員

賃貸借契約に関することについてですが、議事録の22ページ、先ほどから話も出てますが、220万円について、借地料と通水のための工事一式を合わせた金額ではあるというような話でした。これは借地料としては、やはり不適切な価格、支払いではない

かというふうに思います。借地料として高額な支払いをしたのは、やはり問題であるというふうに判断します。

森耕治委員

この土地の賃貸借契約の中で、記録の4、5、6あたりですが、資料を合わせてあるというところが、契約の内容と寄附行為っていうのが、混同をするようなふうに、これは、そういうふうに感じる印象が強いなど。通水、先ほど来もお話ありますけど通水がどうかという話もあります。暮らしの中で考えれば、ここだけ止まれば、大事な話なんだろうというふうに思いますし、当時そういう考えもあったんだろうと思うんですが、やっぱり混同した内容に感じざるを得ないというところで、不適切だったんじゃないかというふうに私は思います。不適切な支出だと感じます。

横井敏夫委員

この件について、220万はどうかという指摘があったわけですね。賃貸借契約料としては、半年間の16坪では非常に高いのではないかという話がありました。これに対して、社会通念上考えれば、当然高いということが想定されております。ただ、なぜこの金額になったかということは、前建設産業部長が、当時の通水ができないということで、職員を含めてみんながとても困って、何とかしてほしい、じゃどうしたらいいんだろうという中で、色々と職員で考えて、こういう方法で何とかしようということで、非常に高額な借地料という形で、通水を含めてという本人の弁もありました。通水をさせなければならないという状況を、市の職員が不適切な支払いでやるというのは、決して許されるものではないと思います。ですが、この件につきましては、そういった形で、例えば、議事録27ページ上から5行目です。「この契約について指示をしたという部分は、先ほどの、明細の工事費を見た、賃借料と工事料を合わせた金額ですので、その部分でしっかりと契約するというふうに、業者に言ったわけでもなく、甲には伝えました」ということを言われています。そのあと、同ページの下から17行目も「市のほうの記録にはございません。言った言わないというような話、聞いた聞かないという話になるかもしれません。けれども、私自身は、明確に、この部分は市のほうで見るもので、何とか通水させてくれという形でお願ひしたものであります」というふうに答えております。この件につきましては非常に不適切な、どう考えてみても、こういった問題があって不適切だというふうには考えますが、だからといって、民間における賃貸契約が成立していないとは言いかねると思いますので、私としてはそういう、この賃貸契約は成立しているというふうに考えております。

前田豊光委員

今、いろいろこの件について、220万の賃貸料、これは私もやはりかなり、普通じゃ5か月かそこらで、220万という賃貸料、賃借料ですかね。これは非常にあり得ない。絶対あり得ないというふうに、これは確信をしております。従いまして、この件については、あり得ないということで断定したいと思います。

②その他の発言

野中幸夫委員

この委員会が事実に基づいて議論してきたはずではなかったのかという思いがしたんだけど。どうも、皆さんの受け止めが違ふのだなというふうに思いました。このまま行くと、決定事しちゃうとね、危険ですよというふうに思います。もう一つは、先ほど言った、行政文書であるのかどうかという問題について、ここで取り上げていただけるんでしょうか。僕は事実だけを聞いているんだね。僕は思うとか言ってない。決して言ってない。汲み取るとかも言ってない。事実に基づいて発言されないと。もうこれ100条委員会ですから、本当に危険ですよ。だから僕の事実に基づいた発言、きちんとしてくださいよ。僕は文書しか言ってないんだから。

松下昭憲委員

寄附採納が本当に認めとんなら、その場で書いていますって言っていますよ。認めないから書いてない。寄附採納してないって。ね。寄附採納やってくれって言ったけど、私はそんなんじゃない。これは売買だろうと、やるなら。売買ならやりますよと。寄附採納って寄附採納ということはただで出すということだ。寄附するのだから、土地を。

だから、あくまでもこれは、賃借料が、無駄銭を使っているの、税金を。220万。だから僕何回も言っとるでしょ、4人を呼ぶと言った内容、呼んでくださいよ、あと2人。何を委員長考えとんのか知らんけど、その人2人呼んだらすつと分かりますがね、誰がうそついとるか。お願いしますよ。

都市計画道路北荻木田線街路築造工事に係る工事用資材置場及び仮通路の土地賃貸借契約（土地16坪、契約金220万）に関することについては、採決の結果賛成多数により、不適切な支出であったということで決定された。

その際、不適切と言うことに対し、支出が公費なのか明確にすべきという発言あり。

(3) 調査の終了

奥田哲弘委員

今までの2つの検証で結論が出ましたので、尋問及び調査事項は終了が妥当だということですが。

山内隆久委員

最初の松下昭憲議員の発言ということに対する、一番最初からの流れなんですけど、繰り返しになりますが、今の証人尋問と資料等から、行政に架空の工事があったとは認定できないところなんですけど、本会議で発言された架空工事の御指摘は、行政に責を問うものではないというふうな結論が出されたのと解釈しています。行政の架空工事はなかった。支出に関しては不適切であったということで、一応の目的は達したのではないかと思いますので、これ以上の委員会はないのではないかと思います。

林正彦委員

今、1番、2番で検証の意見いろいろ出されて、結果も、今、出ているのかなと思います。それで事実も大体分かってきたのではないかとということで証人喚問も不要かなと感じております。

野中幸夫委員

僕が言った件について、打ち切られちゃうとさ、お蔵入りになっちゃうわけ。どうなるんですか。何の検討もされないんだよね、今の意見聞いとると。全然そういうことは、意に介さないって感じなもんで。

賛成多数の世界だから、何でもそういうふうには言っちゃうけど、議会として、虚偽の証言されたってことになると、本当に我々の活動に関わってくる問題ですよ。あの人たちにうそついたら、本会議場で今度、通っていくんだよというね、結論をつくっちゃうんじゃないですか。まずい話ですよ。だから検証して、きちんこの文書、文章で僕は言ってるのだから。虚偽ではないと、虚偽だったという検討してみて、そういう

ことをきちんと提起していかないとまずいんじゃないですか。

これもう1点は、十分目的達成したと思うのだけど、議員の一般質問が、100条委員会にかけられるということは、これから、僕はどういうふうにしたらいんですかってことに、なるんだよね。4月30日で任期切れですけど。ほかの人たちも、議員がおびえながら、議案提出した人たち、一般質問をせざるを得ないというね、こんな形がつくられたというふうに思うんですよね。非常にまずい。そういう形だというふうに思うんです。だから、僕の意見聞いてもらえないと思うけど、そこのところはきちんとしとかなないとまずいというふうに思うんですよ。

委員会に付託された調査事項について、採決の結果

賛成多数により、本委員会に付託された調査事項については、調査を終了することに決定された。

(4) まとめ

1 松下昭憲議員の発言の趣旨に関すること

令和4年12月定例会、一般質問において賃貸借契約により甲に支払われた借地料220万円を架空の工事として、あたかも井領地を市が購入したかのような発言をした。この220万円は、北苅木田線街路築造工事の借地料として計上されており、工事費用と記載はされていない。

賃貸借契約記載の220万円は北苅木田線街路築造工事の借地料として存在しており、松下昭憲議員が発言した架空の工事ではなく、その事実は存在しない。

2 (都)北苅木田線街路築造工事に係る工事用資材置場及び仮通路の土地賃貸借契約(土地16坪、契約金額220万円)に関すること

記録8及び9より設計業務から賃貸金と同額の借地料が計上されていること、並びに、記録2に対する前建設産業部長の証言により賃貸金220万円に甲が止水に要した工事代金が含まれていることが判明した。市から乙に支払う(都)北苅木田線街路築造工事の費用に、当該土地の借地料とは関係ない費用を含め、乙を通じて甲に支払った

行為は、不適切であった。

さらに、市役所内で行われた賃貸借契約が行われたこと、その契約の際に寄附採納の書類一式を甲に渡したことは、本人が事実を錯誤した要因であり、今後このような行為は慎むべきである。

9 証言拒否等

なし

10 告発

なし

11 調査経費（令和4年度）

(1) 予算額 5万円（令和4年12月21日議決）

(2) 決算見込額 5,740円

旅費（費用弁償）	5,740円	2名分(令和5年2月22日)
合計支給額	5,740円	